

はじめに

地球環境問題の一つである砂漠化問題は、地球上の全陸地の25%、世界人口の約6分の1に影響を与えていると言われている。特にアフリカを中心とする開発途上国では、砂漠化の進行が人々の生存を脅かしており、深刻な問題となっている。

このような砂漠化問題に国際社会が協同して対処していくため、平成6年(1994年)の国連において砂漠化対処条約が採択され、平成8年(1996年)に発効した。我が国は、平成10年(1998年)に条約を受託し、締約国となった。条約では、先進国は発展途上国に対し資金協力及び技術協力を行うこととされている。また、技術協力に当たっては、現地の実情に即した技術を用いることが重要とされている。我が国に対しても、所有する諸技術をもって砂漠化対策に貢献することが期待されているが、深刻な砂漠化地域を持たない我が国においては、砂漠化地域の実情に関する情報・知見が不足しているのが実情である。

日本国環境省は、砂漠化防止条約の締約国となる以前から、砂漠化対処に取り組んできた。その一つとして、平成7年度(1995年度)から平成14年度(2002年度)にかけて、砂漠化が深刻である西サハラ地域のブルキナ・ファソ国において、我が国の専門家からなる検討会の指導の下、「砂漠化防止対策モデル事業調査」を実施した。このモデル事業調査は、我が国国内で実績のある地下ダム技術を用いて、乾燥地域における地下水の有効利用のためのハード面での技術を開発するとともに、地域住民による管理体制の構築等のソフト面での情報・知見を収集し、評価したものである。

モデル事業調査では、位置選定のための調査の後、平成9年度～10年度(1997～1998年度)に、ブルキナ・ファソ国ナメンテンガ県(Namentenga)ツグリ郡(Tougouri)ナレ村(Nare)に地下ダムを建設した。その後、地下ダムの貯水効果、有効利用方法、自然環境に及ぼす影響等に関する調査を経て、平成14年度末(2003年3月)にモデル事業調査は終了した。

本報告書は、砂漠化防止対策モデル事業調査によって得られた情報・知見を、ブルキナ・ファソ国はもとより、砂漠化が進行している国々や国際社会に提供し、有効に活用してもらうことを目的として取りまとめたものである。本報告書が、砂漠化対処に役立つことを心から祈願する次第である。

平成16年(2004年)3月

環境省 環境保全対策課

社団法人 海外環境協力センター